

第1回古平町議会臨時会 第1号

令和3年4月9日（金曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 議案第16号 工事請負契約の締結について
〔中心拠点誘導複合施設ZEB化工事（第2工区）〕
- 5 議案第17号 工事請負契約の締結について
〔中心拠点誘導複合施設防災棟建設工事〕
- 6 議案第18号 財産の取得について
〔中心拠点誘導複合施設家具等備品購入契約〕
- 7 議案第19号 財産の取得について
〔中心拠点誘導複合施設音響等備品購入契約〕

○出席議員（10名）

議長10番	堀	清	君	1番	木	村	輔	宏	君			
	2番	逢	見	輝	続	君	3番	真	貝	政	昭	君
	4番	寶	福	勝	哉	君	5番	梅	野	史	朗	君
	6番	高	野	俊	和	君	7番	岩	間	修	身	君
	8番	山	口	明	生	君	9番	工	藤	澄	男	君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	貞	村	英	之	君			
副	町	長	佐	藤	昌	紀	君		
総	務	係	主	査	人	見	完	至	君

○出席事務局職員

事	務	局	長	三	浦	史	洋	君
議	事	係	長	澤	口	達	真	君

開会 午前 9時58分

○議会事務局長（三浦史洋君） 本日の会議に当たりまして、出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま議員10名全員が出席されております。

説明員は、町長以下3名の出席でございます。

◎開会の宣告

○議長（堀 清君） ただいまの出席議員は10名で、定数に達しております。

よって、会議は成立します。

ただいまから令和3年第1回古平町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（堀 清君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀 清君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、2番、逢見議員、3番、真貝議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（堀 清君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日4月9日の1日間としたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日4月9日の1日間に決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（堀 清君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項は、令和3年後志教育研修センター組合議会第1回定例会議決結果1件でございます。内容については、お手元に配付の資料をもって代えさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第16号ないし日程第5 議案第17号

○議長（堀 清君） 日程第4、議案第16号 工事請負契約の締結について及び日程第5、議案第17号 工事請負契約の締結については関連する議案でありますので、一括議題とします。一括議

題でよろしいですか。

(何事か言う者あり)

○議長（堀 清君） 1人ですので、一括議題というような形の中で取り進めたいと思います。それでは、本案についての提案理由の説明を求めます。

○副町長（佐藤昌紀君） ただいま上程されました議案第16号 工事請負契約の締結について及び議案第17号 工事請負契約の締結について一括して説明いたします。

本件は、中心拠点誘導複合施設の建設において、議案第16号においてはZ E B化工事第2工区について、議案第17号については防災棟建設工事について工事請負契約を締結するにつき、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

まず、議案第16号、記としまして、1、工事の種類、中心拠点誘導複合施設Z E B化工事第2工区。2、契約金額、6億6,988万9,000円。3、契約の相手方、札幌市中央区南1条西1丁目4番地、大成建設株式会社札幌支店執行役員支店長、平島信一。4、工事請負代金の支払い方法、契約の定めるところによる。5、契約締結の時期、令和3年度。

続きまして、3ページの議案第17号、記としまして、1、工事の種類、中心拠点誘導複合施設防災棟建設工事。2、契約の金額、2億3,540万円。3、契約の相手方、札幌市中央区南1条西1丁目4番地、大成建設株式会社札幌支店執行役員支店長、平島信一。4、工事請負代金の支払い方法、契約の定めるところによる。5、契約締結の時期、令和3年度。

以上、説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀 清君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時05分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） この建設計画の最初の出だしは、基本設計の落札以後次の、貞村町長2年目になりますけれども、6月定例において債務負担行為25億という議決をしております。それから、今年3月の定例で議案第1号説明資料というのが出てきましたけれども、基本的に総事業費が34億を超える事態に至っていると。それで、議会のそういう議決を無視して大幅に膨れ上がったこの工事というのは基本的に認めるわけにいかないと、そういう姿勢であります。それで、伺いますけれども、今年の令和3年度予算で中心拠点誘導複合施設建設工事が約25億を超える予算となっております。それで、伺いますけれども、今回の議案第16号、Z E B化工事、約6億7,000万、それから防災棟建設工事、約2億3,000万と。これを足しますと約9億になります。それで、伺いますけれども、この25億何がしという建設工事の中にこの2つが入っているのでしょうか。入っているとすれば、

引き算をしますと約16億という予算が出るのですけれども、この今回の2つの契約の後にさらに令和3年度で建設工事で予定されているのでしょうか。残りが幾らくらいになるのでしょうか。

○副町長（佐藤昌紀君） ただいまのご質問からいきますと、債務負担行為25億、これについてはあくまでも工事を進めるに当たって最低限必要な、それと基本協定を結んでいって、単年度契約工事を進めるに当たって行って、債務負担をしているものであります。今回の工事については、単年度、令和3年度で予算を組んで契約行為に現在至っている行為ですので、結論から言いますと25億とは別なものと考えていただいて結構です。

（何事か言う者あり）

○議長（堀 清君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時11分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁。

○副町長（佐藤昌紀君） すみません。答弁漏れがあったようです。

予算説明資料、持っている方は御覧になっていただければと思いますが、42ページで庁舎関連工事25億何がしのものがございますが、このほかエネルギー高度化事業だとか……。

（何事か言う者あり）

○副町長（佐藤昌紀君） 失礼しました。エネルギー高度化事業もまだこの後予定されておりますので、ほかにも工事がございます。

（「答えていないんだってば」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時14分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○町長（貞村英之君） ちょっと意図が分からない。私のほうから答えさせていただきますが、当初の私の退任の挨拶の中でも申し上げましたが、エネルギー高度化工事、予算上は55%の財源で組んでいますが、10分の10で内示受けております。1億4,800万。それで、それは財源更正、後にしないと駄目だということと言ったと思うのですが、大成建設に全体として行くのは、あとそれとちょっとした外構が、周りの外構だけです。残っているだけですので、大成建設自体は庁舎以外は全く参加する意思もございませんので、大成建設の意思としては地元ができない技術的などろしかやりませんと。こっちで入札の参加をお願いしてもそこはやりませんということなので、大成建設に残されている事業としては、あとはエネルギー高度化のみでございます。

以上でございます。

○議長（堀 清君） それで分かりましたか。
（何事か言う者あり）

○議長（堀 清君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時18分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○町長（貞村英之君） 債務負担行為というのは、あくまで多年度に及ぶ契約でございますので、単年度契約の部分は債務負担行為は組んでございません。ということで、本体工事の今契約している20億そこそこ、21億ぐらいかな、のものだけが25億の債務負担行為の中に入っているということになります。今言うエネルギー高度化工事、それからZEB化工事、防災棟工事については補助金の関係もございまして、単年度契約にしてございますので、これは債務負担行為の中に含まれておりませんので、債務負担行為の25億超える、あれ限度額ですから、25億いっぱいいっぱい使うということもございませんので、ただ契約額を足していけば事業費になるという計算でございますので、議案の仕組みというものを考えていただければおのずと分かると思いますので、説明はしなかったのですが、そういうことでございますので、ご理解願いたいと思います。

○3番（真貝政昭君） 指定管理者の制度でも債務負担行為やってきましたけれども、年度の契約金額の掛けるあれは3年間ですけれども、そういう計算で債務負担行為ってやっていたはずなのです。それをただ起債の額という捉え方ではないはずなのです。それと、この事業の大枠の規模を決める上で、やはり我々は今までの常識からいって25億以内だろうと、そういう想定で考えていたものが、こういうやり方ですと天井知らずの事業になってしまいます。決して許されるような、手放しでやり方を許すようなやり方にはならないと、そういうふうに思います。

それと、お伺いします。当初の工事スケジュールでは、1月から3月までを休工としていました。ところが、冬期間ミキサ一車が頻繁に出入りして、突貫工事をやっていました。あれは、1月に1億数千万ですか、契約をして、3月の専決処分で報告されましたけれども、あれは一体どういう工事だったのか。今回のZEB化工事というのは、断熱の強化、それから窓の断熱高度化という、そういう内容が含まれていますけれども、工事の常識からいったら例えば壁の断熱なんかやりますとこのZEB化工事と切っても切り離せない工事工程になるはずなのです。あの冬期間の予定変更というのは、一体何だったのでしょうか。

それと、もう一つ聞きますけれども、この建設計画は当初から、以前の前任者からの時代と変わって、町長と総務課だけで事を進めてきました。それで、いろいろと大成との打合せはどういうふうになっているのかということ、町長と総務課しか知らない。そういうような状況で進んできたはず。議会側としても町側の動きがすごく速いもので、特別委員会を設置して、どのような内容かお聞きしてきたわけですが、出席される方は常に総務課ということで、そのトッ

プが、総務課長が退職されて、行政報告を見ますとかなりこの補助事業複雑で、困難を極めるような行政報告をされていましたが、そういうような事態でちゃんとやれるのでしょうか。そういう体制が取られたのでしょうか。町長は5月19日までが任期だとおっしゃっていますが、この何年間、基本設計の入札から始まって、今まで約3年間総務課だけでやってきたはずなのです。それができるのかどうか。補助事業がかなり複雑だということで、ZEB第1号庁舎の神奈川県の開成町はあまりにも複雑過ぎて、専門家の集団にお願いしたというふうに記述されているのです。役場ではもう到底賄い切れないと、そういうような事業を残された方たちで果たしてやれる体制が、万全な体制が取れたのでしょうか。どうなのでしょう。

○町長（貞村英之君） まず、1問目の質問ですが、冬期間の工事ですが、工事が中国からの資材の調達とか間に合わなくて、コロナでかなり遅れていまして、どうしても12月のいっぱいまでに終わる工事ができなかったのが、1月いっぱい、2月ちょっとかかるぐらいまではやらせてくれということで、遅れた分の取り戻す工事でございますので、それは冬期施工分ですとか、そういう割増し経費、掛かり増し経費はうちでは出せませんので、やるのでしたら大成さんのほうでちゃんとやってくださいということで、それはやらせた経緯はございます。だから、新しい工事に手をつけたとか、そういうことは一切ございませんので、契約どおりの、ただ工期だけは休むといったところを大成さんのほうで自主的に間に合わせるようにやったということでございます。

あと、体制ですけれども、総務課と私だけでやったということはございませんし、定例の会議も建設水道課の建築の1級建築士さんに入ってやっておりますので、それ知らないと、毎回出ていますので、それを全く知らないということは一切ないと思いますので、全く総務課しか分からないということはありませんから、ちゃんと専門の技術屋さん入れて定例の打合せ、月に2回か3回やっていますけれども、それは入れておりますので、それは問題ないと思っています。

それから、今後の体制、総務課長も辞めた、私も辞めたというか、辞めるしかないわけですから、総務課長も自分の意思で退職したわけですから、その後は行政として次に引き継いでいくというのが正規の形でございますので、私辞めたからといって次の体制ができないということには行政としてはなり得ないと思いますので、それは残された方々で、確かに物すごく複雑で、物すごく困難だと思います。それは、普通は専門家を入れて補助申請するのをじかたで直接やっていたわけですから、今後専門家入れてやるなりなんんりの知恵を次の方が考えればよいと思っておりますので、補助申請なり、かなり、何十冊という補助申請になりますが、頑張ってくださいと思います。

以上でございます。

○3番（真貝政昭君） 事務的な作業と、それから建築のほうの技術的な識見というのは全く別物です。それで、古平町役場には技師はいますけれども、補助事業とかのこの複合施設の事務作業に直接関わってきたという、そういう認識は議会側としては持っていません。なぜなら、庁舎特別委員会を開催しても出てくるのは総務課ばかりで、この事務作業に建設課の技師が関わっていたというのはちょっと考えにくいのです。それを一言申し上げておきたいと。

それと、専門家集団を入れてどうのこうの、後の人が考えることだというのは、費用が新たに発

生するような、こういうことを後の方に引き継いでいくというのは、これはいかがなものかと。この大がかりな工事を率いてきた町長が申す言葉ではないです。責任を持ってやってきた事業をスムーズに事務的に引き継いでいくためのそういう責任があるのです。投げやりに後の方が考えればいいことだなんて、そんな無責任なことでは、これ断固許されない。

申し上げます、質問終わります。

○町長（貞村英之君） 最後の質問にお答えしますが、次の人に考えるべきだと、それ以外に方法はないではないですか。事務としては、ちゃんと引き継いでいきます。そんなの当たり前のことではないですか。事務として引き継いでいって、その引継ぎができる、できないは次の人ではないですか。今私何すれと言っているのですか。やってやりたくてもやりようないではないですか。ということで、事務はちゃんと引き継いでいきます。それだけは皆さん、理解していただきたいと思いません。

以上です。

○議長（堀 清君） それでは、質問あとないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 質問がないようですので、これから議案第16号 工事請負契約の締結についての討論を行います。討論ございませんか。

○3番（真貝政昭君） この複合施設の最初の設計に当たっては、町民も議会も一切外されて、大成建設との随意契約から始まっております。公募型プロポーザルやりましたけれども、応募は1社ということで、特別委員会を設置する直前に議会側に一瞬だけ見せられた図面を見ても、前段から設計は決まっていたと言わざるを得ません。このような工事の進め方には基本的に反対で、基本設計を途中でやめなさいと私進言いたしました。その後この工事費は想定を超える勢いで進んでおります。庁舎特別委員会、議会側としても設置されていますけれども、この3月の定例会で突然出てきたZEB化工事についても突然出てきて、何ら説明がなかったものであります。基本的に町側の姿勢としてはほとんど議会側に知らされないうちに工事が進められていくと。さきの質疑の中でも1月から3月までの休工の期間に突貫工事がやられたことについても一切報告されずに来ていましたし、やはり貞村町長の進め方というのは疑念を持たれて当たり前のような、そういう経過をたどっております。議会側としては、貞村町長が言ったように、行政を監視すれとご自分がおっしゃっていましたが、私はそういう立場で臨んでおります。今回の工事契約についても以上の観点から賛成するわけにはいきません。

以上で終わります。

○議長（堀 清君） 賛成討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第16号 工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(堀 清君) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第17号 工事請負契約の締結についての討論を行います。討論ございませんか。

○3番(真貝政昭君) これについても議案第16号で述べたとおりの趣旨で反対いたします。
以上です。

○議長(堀 清君) 賛成討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第17号 工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(堀 清君) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第18号ないし日程第7 議案第19号

○議長(堀 清君) 日程第6、議案第18号 財産の取得について及び日程第7、議案第19号 財産の取得については関連する議案でありますので、一括議題とします。

一括議題でよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○副町長(佐藤昌紀君) ただいま一括上程されました議案第18号 財産の取得について及び議案第19号 財産の取得について提案理由の説明をいたします。

本件については、中心拠点誘導複合施設の、18号にあつては家具等の備品、19号にあつては音響等の備品について財産の取得をするものでございます。財産の取得につき、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案第18号、記としまして、財産の種類及び数量、中心拠点誘導複合施設家具等備品一式。2、契約の方法、一般競争入札による契約。3、取得価格1億6,280万円。4、契約の相手方、古平町大字新地町58番地1、岩谷電機店、岩谷英春。

続いて、議案第19号、記といたしまして、1、財産の種類及び数量、中心拠点誘導複合施設音響等備品一式。2、契約の方法、一般競争入札による契約。3、取得価格3,630万円。4、契約の相手方、古平町大字新地町58番地1、岩谷電機店、岩谷英春。

以上、提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

願いたします。

○議長（堀 清君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時39分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○9番（工藤澄男君） 18号、19号とありますけれども、19号のほうは別によろしいです。18号についてちょっと質問いたします。

この落札した業者というのは、親の代からずっと家電販売を一本でやってきた業者で、それと途中で灯油の販売と。それが今までずっと続いていたのですけれども、今回急に出てきた施設の家具等備品一式というのは商売上違うような感じなので、私もちょっと戸惑ったのですけれども、この家具とかそれに類似するような商品販売をした経歴はあるのでしょうか。

○副町長（佐藤昌紀君） 岩谷電機店ということで、標榜されているのは電機店ということですが、いろいろなものを扱っているお店だという認識があります。実績があるのかないのかということについては、私今記憶にある中で役場の椅子を納入された実績がある。そのほかにも様々な家具関係の実績もある。今ちょっとすぐ具体的に答えられるのは役場の椅子ですけれども、実績は有しております。

○9番（工藤澄男君） 役場の椅子等を入れていたというの、それはそれで分かりますのですけれども、1億6,000万もの工事なので、恐らく岩谷さんでは大変だろうと思うのです。実際にそういう経験はしたことないだろうと思うので、例えばどこかそういう専門の業者に委託なり、そういう方法で納めるつもりなののでしょうか。

○副町長（佐藤昌紀君） 委託するとかしないとかということについては、ちょっとうちのほうでは把握できるものではないのですが、恐らくメーカーさんとは話ししているのかなとは思いますが、これで答えかと思えます。

○9番（工藤澄男君） 分かりました。

今回はたまたまこの電気屋さんが入札を落としたということなのですけれども、本来であればこういう家具だとか、そういうものを取り扱うといたらやはり古平にも工務店さんなりいろいろ建築関係の会社たくさんありますので、かえってそういう人方のほうがよかったのかなというのが私の感想です。

○副町長（佐藤昌紀君） 岩谷電機店さんが決して家具を納入するのに欠けている業者とは認識しておりませんし、ほかの業者さんが入札に参加されても問題はないと思っています。一般競争入札とって、うちの一般競争入札の条件に見合う業者は全て参加できますので、たまたま町内のほかの業者さんが参加しなかったということになります。

○1番（木村輔宏君） 指名競争入札、いっぱいあるわけです。今のこの18号、19号の入札が一般

競争入札の結果という中で、この1業者しか入札に参加しないということはこれはどういうことなのかという、まず1つ。今までいろんな入札あっても2社か3社が入って、その中の1社が落とすというなら別なのですけれども、1社しか申込みがなかったという場合はこれはこれで、そういう文書出したのかどうか知りませんが、だとすればもう少しこれ入札方法というもの考えなかったのかという。

○副町長（佐藤昌紀君） 今のご質問の関係では、まず建設工事に関しては建設工事の指名競争入札は建設業法で幾ら以上の工事については何名の業者を、指名競争入札の場合には何名以上指名しなさいという規定がございますので、それに基づいて業者を指名しております。今回は一般競争入札ですので、たまたま1社しか入札に参加しなかったということになりますので、特に問題はないのかなと思っております。

○1番（木村輔宏君） 私が質問したことはそうではなくて、一般入札をした場合、今回はどういう形でしたのか分かりませんが、もしだとすれば古平にも業者がいっぱいいると思うのです。そういう人方に今まではいろんな、例えば私の関係でいえば油とか、それからさっき言った道路の修復だとか、そういうものについても何社かいると思うのです。そういうものについてはそういう方々に指名入札の権利として出てくるわけですが、今回のこの一般競争入札の結果1社しかないということは、これは逆に言えば町のやり方がおかしいのではないのかなという気がするのです。3社でも4社でも集める方法を取るべきだと。それから、これはどういう形でもってこういう形になったのか。それは、今までいろんな入札をしていると思うのですけれども、入札のときには必ずいろんな業者に案内を出していると思うのですけれども、今回の一般競争入札については1社しかなかったということはそういうことをやらなかったということになろうと思うのですけれども。

○副町長（佐藤昌紀君） 一般競争入札に当たって町のホームページのほうに一般競争入札を行いますので、参加される方については意思表示をしてくださいと。参加できる条件を付してホームページで公開してございます。このやり方がうち独自ののかなのかという話になりますと、ごくごく一般的にはほかの自治体でも同じようなやり方をされておりますので、特段うちが変わったことをしているわけではないと認識しております。

○3番（真貝政昭君） 今までの議論を聞いていて、副町長は1社と言っていますけれども、この落札者は個人です。有限でも株式でもない。法人ではないです。個人。だから、おおよそ法人住民税も納めていない、納める必要のないお店だということです。だから、過去の経緯は分かりませんが、備品購入については古平町は個人でも受け付けると、そういうことが成り立つのです。それで、今回の一般競争入札に当たって意欲のあった業者が役場側に抗議したという話が町なかで伝わっております。ですから、その方は会社ですから、法人です。それで、私も今回の一般競争入札、ホームページ見たのですけれども、跡形がないのです。町のホームページで一覧できるのですけれども、町長の行事予定だとかスケジュールとか、それから職員の募集だとか、いろんなのが出ます、包括業務の募集だとか。だけれども、今回見当たらないのです。それで、まず1社ということが競争にならないのです。一般競争入札というのは、指名入札だったら町側で指定して、大抵5

社です。5社の中で競争させてやるのですけれども、一般競争入札というのは広く門戸を開いて、チャンスを与えると。それと、できるだけ安く落札させると。それが町側の最大のメリットです。お金のほうです。ところが、今回は競争になっていない。

それと、議会側からすればこの備品、一体どれほどのものなのか。それから、19号の音響等備品、この新しい建物にどういう設備が備わっていくのかと。一切詳しい説明がないのです。伺いますけれども、ホームページに掲載したのはいつなのですか。これは、報告書を見ると入札の執行日が4月7日になっているのです。これは、幾ら一般競争入札でもちゃんとその希望がある人をこの古平町に呼んで、そしてどういうものを用意したいかという説明があるはずなのです。どの程度のをそろえなければならないというので初めてそれぞれが値段をつけるものなのです。それで競うのだ。ホームページに掲載したのはいつなのか。4月7日、1日だけのことで終わったから、消したのか、それをまず聞きたい。

それと、どういうものをそろえるかというのを提示したのかどうかです。基本的にはそれぐらい必要です。

それと、指名競争入札であろうが、一般競争入札であろうが期間が必要なのだ、値段をはじき出すためには。その期間がいつからいつまでだったのか、この2つ教えてください。

○副町長（佐藤昌紀君） 1点目、3月の22日に公開してございます。申請期間を3月22日から4月1日の11日間、当然ホームページで出しておりますけれども、そこには設計内容と全部……設計内容と工事でございますと工事用設計書等々についてホームページで公開して、見積りができる状態にしてございました。だから、3月22日からですので、入札日までの間には2週間ほど期間はございました。

それから、ごめんなさい。2点目……。

○議長（堀 清君） いいのでない。

○副町長（佐藤昌紀君） 答えている。

○議長（堀 清君） だって……暫時休憩します。

休憩 午前10時55分

再開 午前10時55分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○3番（真貝政昭君） どういうものを必要としているかというのは、そのホームページ見ただけで分かるのですか。場所を設けて……

○議長（堀 清君） ちょっと暫時休憩します。

休憩 午前10時55分

再開 午前10時55分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○3番（真貝政昭君） 場所を設けて、希望する方たちを呼ぶという、そういう行為はしなかったのですか。

それと、地元の業者ばかりでなく、個人もチャンスがあるわけですから、広く知らせる必要があるから、普通古平町のホームページを毎日毎日見る人なんていません。そして、今の説明聞いていますと、知らなかった町民、知らなかった業者がほとんどなはずなのだ。だから、そういう可能性のある人は、私聞いていますけれども、備品購入に、今までそちらの説明だと1店舗しかないのだから、指名願出しているのは。だから、うちも指名願出すつもりだというのは去年聞いています。そういう方がもし知らないとすれば、これは意図的です。広く、防災無線があるのですから、火事に注意だとか、そんなことよりも業者にとっては大事な情報です。ホームページを見てください、分からなければ役場に来てくださいくらいの親切な対応を少なくとも町内に広く知らしめるべきなのです。それをどうもやらなかったのだ。

それと、一般競争入札は、先ほど言ったとおり、広くチャンスを与える競争です。1社しかないというのは、これは誰が見てもおかしいのです。競争にならないのです。これが妥当でない入札であるとすれば、古平町の財政に多大な損害を与える結果になるのです、競争にならない場合。最低のラインを設定していないわけですから、町側は。競争にならないというのはそういうことです。私は、今回一般競争入札をやったのなら、そういう趣旨からして一個人しか、1店舗しか来ないのだったらこの一般競争入札、中止すべきだと、そういう決断をすべきだったと思います。競争にならないのですから。誰が見ても不公平な競争にならない競争。そういうのを考えなかったのですか。

○副町長（佐藤昌紀君） まず、最初のほうの話としては、ホームページに工事用の設計書、ここに今ありますけれども、事細かに採寸から何から全部出ているものをホームページに公開しておりますので、これは見積りはできるものであるという認識をしております。

あと、ホームページに掲載していて、見ていなかったということについては、ほかの自治体でもホームページに掲載してというやり方は一般的に行われていますので、うちがその方法をやったのが間違いみたいなことを言われましてちょっと困ります。

最後のほうでおっしゃったことについては、広く知らしめるべきだ。防災無線を使ってというお言葉もございましたけれども、基本的に防災無線の趣旨として業者の利便のためにというのはちょっと使い方としていかがなものかというふうに判断しております。結局1社しかなかった、どうなのかということについてもっと違う方法も使って、少なくとも町内業者のほうに周知すべきでないかというご意見についてはご意見として賜ります。今後の参考としてご意見を賜りたいと思います。

○議長（堀 清君） あと質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから議案第18号 財産の取得について討論を行います。討論ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 質疑を通して、町内に意欲のある方さえ今回の入札については分からなかったようです。私もどういものがそろえられるのか一切議会側に説明がない中でこういう入札が

行われたのか不思議でならないのだ。もう一つは、今急ぐ必要のないものです。議会側にこういう備品をそろえていくのだと、こういう音響装置がつくのだと。これからの問題です。どういう建物ができるのか一切町側から、この建物の性能分からないのです。そして、判断すべきこの金額は妥当なものなのかどうかも勉強する暇さえない。照らし合わせることもできないのだ。基本的にこういう中で備品購入で今までの習慣として古平町は指名競争入札をやってきました。そういう方たちの実績を考えれば、少なくとも意欲のある今まで指名された、町が指名した業者にこういう方向でいつ頃一般競争入札しますよとか、一般競争入札をするのであれば、それくらい最低情報として教えるべきなのです。それと、我々もそうですけれども、ホームページなんかあまりよく分からないのです。分からないのです。分かる人は分かるのだけれども、分からない人は本当に多いのです。そういう人たちのチャンスの芽を潰してまでこういう入札をするべきではないと。特に一般競争入札は、先ほども言ったように、門戸を広く広げて、できるだけ安い金額でいいものを仕入れると、それが前提ですから、1社しか集まらない、こういう入札は無効です。やり直すべきなのです。だから、今回の異常な入札に当たっては、この2つの議案を議会側としては否決して、もう一度入札のやり直しを求めます。

以上です。

○議長（堀 清君） 賛成討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第18号 財産の取得についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（堀 清君） 5名です。起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第19号 財産の取得についての討論を行います。討論ございませんか。

○3番（真貝政昭君） ただいま申し上げましたとおり、同じ理由で反対いたします。

○議長（堀 清君） 賛成討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第19号 財産の取得についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（堀 清君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（堀 清君） これで本日の日程は全部終了しました。
会議を閉じます。
令和3年第1回古平町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前11時07分

上記会議の経過は、書記
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員